

財務省第9入札等監視委員会
平成27年度第2回定例会議議事概要

| | | |
|----------------------|--|---|
| 開催日及び場所 | 平成27年12月21日（月） 大阪合同庁舎第三号館 会議室 | |
| 委員 | 委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） | |
| 審議対象期間 | 平成27年7月1日（水）から平成27年9月30日（水）まで | |
| 抽出案件 | 4件 | （備考） |
| 競争入札（公共工事） | 2件 | 契約件名： 既設擁壁撤去・再構築工事（神戸市東灘区岡本4丁目） 契約相手方： 赤坂建設 株式会社 契約金額： 24,732,000円 契約締結日： 平成27年7月29日 担当部局： 近畿財務局 |
| | | 契約件名： 大阪国税局管内税務署14署空調設備分解整備（業務1） 契約相手方： 株式会社 東和総合サービス 契約金額： 10,573,632円 契約締結日： 平成27年9月8日 担当部局： 大阪国税局 |
| 随意契約（公共工事） | — | |
| 競争入札（物品役務等） | 2件 | 契約件名： 小型乗用自動車3台（大阪税関南港出張所、舞鶴税関支署及び和歌山税関支署）の購入（交換） 契約相手方： 日産プリンス兵庫販売 株式会社 契約金額： 4,254,435円 契約締結日： 平成27年7月24日 担当部局： 大阪税関 |
| | | 契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム二式の調達（賃貸借） 契約相手方： NECネクサソリューションズ 株式会社 三井住友ファイナンス&リース 株式会社 契約金額： 301,719,600円 契約締結日： 平成27年7月14日 担当部局： 神戸税関 |
| 随意契約（物品役務等） | — | |
| 応札（応募）業者数1者関連 | 3件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設擁壁撤去・再構築工事（神戸市東灘区岡本4丁目） ・ 小型乗用自動車3台（大阪税関南港出張所、舞鶴税関支署及び和歌山税関支署）の購入（交換） ・ 神戸税関埠頭監視カメラシステム二式の調達（賃貸借） |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 下記のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>契約件名： 既設擁壁撤去・再構築工事（神戸市東灘区岡本4丁目）</p> <p>契約相手方： 赤坂建設 株式会社</p> <p>契約金額： 24,732,000円</p> <p>契約締結日： 平成27年7月29日</p> <p>担当部局： 近畿財務局</p> <p>入札を辞退した業者の理由としては、工事が難しい場所であり、時間がかかりそうということで、採算が合わないということか。</p> <p>落札業者だけが入札及び再度入札に参加した理由は何か。</p> <p>地元の業者に対してもう少し周知を行えば、参加業者は増えるのか。</p> <p>当初入札が不落となった場合、随意契約により契約業者を決定してもよいのか。</p> | <p>申し込みの後に現場を見て、入り組んだところであり、敬遠されたと思われる。</p> <p>地元の業者であり、工事現場が東灘区ということが理由と思われる。</p> <p>辞退した業者は、尼崎市や神戸市北区などの地元以外の業者である。</p> <p>現状は、当局のホームページに掲載して周知しているところであるが、参加業者が少ないと予想される場合などについては、直接に声掛けをすることなども有効かもしれない。</p> <p>運用上は可能である。</p> <p>しかしながら、当局においては、直ちに不落随契は行わず、再度公告を行い、広く契約相手方を募ることとしている。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>契約件名： 小型乗用自動車3台（大阪税関南港出張所、舞鶴税関支署及び和歌山税関支署）の購入（交換）</p> <p>契約相手方： 日産プリンス兵庫販売 株式会社</p> <p>契約金額： 4,254,435円</p> <p>契約締結日： 平成27年7月24日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>辞退者はトヨタ系列のディーラーか。</p> <p>辞退理由は何か。</p> <p>利益が見込めないかは応札してみないと分からないのではないか。</p> <p>辞退者も日産の車両を提案する予定であったということか。</p> <p>仕様に合致するのは日産とトヨタの車両のみか。</p> <p>入札を辞退した者はトヨタ系列でないのでは。</p> <p>辞退者が日産から購入した車両を提案することは可能であるということか。</p> <p>ホンダ系列のディーラーは入札に参加しないのか。</p> <p>トヨタ系列のディーラーが入札に参加しなかった理由は。</p> <p>納入場所である舞鶴・和歌山が悪影響を及ぼしている可能性はあるか。</p> <p>ホンダに入札参加資格がないとのことであったが参加できるような手立てはないのか。</p> | <p>違う。</p> <p>利益が見込めないとのことである。</p> <p>辞退者は日産が入札へ参加することを想定しており、十分な利益を見込んでの落札が困難と判断した。</p> <p>トヨタの車両を提案する予定であったと聞いている。</p> <p>ホンダにも仕様に合致する車両がある。</p> <p>辞退者はディーラーでなく、各ディーラーから購入した車両を納入する仲介業者である。</p> <p>可能である。</p> <p>入札参加資格等級の関係でホンダは入札に参加できなかった。</p> <p>見積りを依頼したディーラーに確認したところ、担当者の都合が悪かったと聞いている。</p> <p>過去の入札実績においても、納入場所によって入札参加者が少なくなるといったことはない。</p> <p>ホンダのディーラーは入札参加資格等級が「A」であり、購入台数の都合上「A」等級が入札参加資格とはならなかったため参加できなかった。</p> <p>なお、入札参加資格等級「B」、「C」の応札者が存在する以上、入札参加資格等級を「A」まで拡大することはできない。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|----|
| <p>車のような汎用的な物なので、何とか複数者が入札に参加できるよう引き続き努力してほしい。</p> | |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム二式の調達（賃貸借）</p> <p>契約相手方： NECネクサソリューションズ株式会社 三井住友ファイナンス&リース株式会社</p> <p>契約金額： 301,719,600円</p> <p>契約締結日： 平成27年7月14日</p> <p>担当部局： 神戸税関</p> <p>1者応札を回避するために、調達するカメラの性能を落とす等の検討は行ったか。</p> <p>リース会社は入札する業者が選定していると思われるが、このカメラを決まった条件でリースしたとして、リース料率での競争は可能なのか。</p> <p>当初契約時に再リース料や買取り等の規定を盛り込むことは可能か。</p> <p>予算の裏付けのない51か月目以降について当初契約の仕様書に記載しているのであれば、73か月目以降の再リースの部分も言及してもいいのではないか。</p> <p>神戸税関の義務とはならないオプションという形で、当初契約時に再リース料の条件を盛り込むことができる余地があるのか検討してほしい。</p> | <p>効率的な取締りを実施するためには、夜間性能等当該仕様を満たすカメラが必要である。</p> <p>リース料率のみでの競争は不可能である。</p> <p>当初契約以降は、予算の裏付けもなく、また、機器や港湾の状況等により継続使用をするかどうかの不確定要素が多く、当初契約に盛り込むことはできない。</p> <p>ただし、事務コスト軽減のため、複数年の再リース契約を検討している。</p> <p>税関では埠頭監視カメラは最低6年使用することを定めている。そのため72か月は確実に賃貸借を行うということで仕様書に記載している。73か月目以降は港湾状況等により再リースするか撤退するかを判断することになる。また、当初契約時に再リースの条件を記載しても入札金額に影響を及ぼさない。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p> 契約件名： 大阪国税局管内税務署14署空調 設備分解整備（業務1） 契約相手方： 株式会社 東和総合サービス 契約金額： 10,573,632円 契約締結日： 平成27年9月8日 担当部局： 大阪国税局 </p> <p> 本件業務1のほか、同じ内容の業務が計6件あり、 応札者の各入札価格が近い金額であるが、応札者か らすると予測しやすかったのか。 </p> <p> 業務1では入札価格がかなり高額であった業者が 業務2を1回で落札している。 </p> <p> また、結果だけを見ると、6つの業務を3者が順 次落札しているようにも見えるが、談合的なものは なかったか。 </p> | <p> 整備内容は一般的なものであり、必要な部品は全 てメーカーから調達するため、大体、近い金額で応 札されていると思われる。 </p> <p> 本件は紙入札であり、参加業者は業務1の開札結 果を踏まえ、業務2以降の入札価格を決めることが できるため、参加業者が真に落札したい業務につい て価格を引き下げて入札したものと考えており、当 局においては、競争性が働いた結果であると判断し ている。 </p> |